

一般利用規約

1. 書面による別段の合意がない限り、いかなる販売オファーおよびいかなる（将来の）契約も本規約に準拠し、本規約はその不可欠な一部を構成し、お客様の購入条件に優先します。そのようなお客様の購入条件は、当社が書面により明示的に同意した場合を除き、当社が承諾したものとみなされないとします。本規約からの逸脱または本規約の変更は、当社が書面で同意した場合に限り、当社に対してのみ申し立てることができます。

本規約は、（特注品であるか否かを問わず）製品の販売契約およびあらゆる種類の修理またはサービス業務に関する契約に適用されます。

2. 価格、パンフレット、カタログ、提案は、書面による別段の合意がない限り、拘束力がないものであり、いつでも変更または修正されることがあります。契約は、当社が注文を書面によって確認した後にのみ有効となります。価格に関する当社の事前の書面による同意なしに注文が行われた場合、注文当日有効な価格が適用されます。

3. 明示的に別段の定めがない限り、確認書、契約書またはその他の文書に記載されている納期はあくまでも目安であり、当社に拘束力を持たないものとし、納期の遅延は契約の終了の正当な理由とはならないものとします。当社の責任は、常に直接的および予測可能な損害に限定され、いかなる場合も契約金額の

2.5%を超えないものとします。注文の変更は、あらかじめ規定されている納期が自動的に延長されることを意味します。

前受金の支払いが遅延した場合、納品が停止され、納期が延長されることがあります。

4. すべての商品および材料は、代金が全額支払われるまで当社の所有物です。そのような時点、および当社の書面による同意があるまで、お客様が商品を担保にする、または譲渡すること、または商品をその他の方法で合法的または物理的に譲渡することは固く禁じられています。

5. 注文を受けたすべての商品と材料は、常にウェフェルヘムの工場または倉庫から出荷されます。そのような商品および材料は、納品場所で引き渡され、商品および材料の危険負担は、納品時にお客様に移転します。たとえ当社が輸送の手配、企画、またはその他の輸送に参与することに同意した場合であっても、輸送の危険負担はお客様が負うものとします。すべての必要な予防措置が取られ、すべての条件が満たされていることを確認し、当社から指示された時間に引渡しを受けることは、お客様の義務です。上記

に従わなかったために生じた損害は、すべてお客様の責任となります。

6. お客様が引渡しの受け取りを拒否した場合、当社が引渡しを実施することを不可能にした場合、または引渡しの受け取りを大幅に遅延させた場合、お客様に書面による通知を行うことにより（裁判所の介入またはその他の手続きを必要とすることなく）契約を終了する権利を有するものとし、そのような書面による通知を行った時点で、契約はお客様の違反により破棄されたものとみなされ、補償金が支払われるものとします。実際の損害額がより高額であることが証明する当社の権利を害することなく、そのような補償は最低 25% の固定額とみなされるものとします。- オーダーメイド商品の場合、-付加価値税（VAT） 抜きの購入価格合計の 75%に増額されます。

お客様がそれ以降の引き渡しの受け取りを拒否する前、当社がそれ以降の引渡しを実施することを不可能にする前、

またはそれ以降の引渡しの受け取りを大幅に遅延させる前に、すでに部分的な引き渡しが行われていた場合、当社は（裁判所の介入またはその他の手続きの必要なく）お客様に書面で通知することにより、すでに行われた納品分をお客様に請求し、まだ行われていない納品に関する契約の一部を終了する権利を有するものとします。

そのような書面による通知を行った時点で、契約の該当部分はおお客様の違反を理由に破棄されたものとみなされ、当社は補償を受ける権利を有するものとします。実際の損害がより高額であることを証明し、それに応じて損害賠償を請求する当社の権利を損なうことなく、

そのような賠償額は、付加価値税を除く購入価格合計の最低 25%-特注

品の場合は 75%に増額の固定額とみなされるものとします。

7. 明示的に別段の合意がない限り、お客様に提示された価格には、商品および材料の販売または購入に関連して発生する可能性のある税金、賦課金、その他の費用は含まれないものとします。お客様は、そのような税金、課徴金、その他の費用を支払う排他的な責任を負うものとし、それらが当社に請求された場合、または法律上の問題として当社が支払う必要がある場合、お客様は同額を当社に遅滞なく弁済するものとします。

8. すべての請求書は、当社の請求書に記載されている銀行口座番号または当社が随時書面で指定するその他の銀行口座に支払う必要があります。支払いは、請求書に記載された支払い期日までに、減額または控除なしに

全額支払われ、該当する金額が当社の銀行口座に入金されている必要があります。支払いが遅延した場合、支払い期日以降、債務不履行の通知をすることなく、1ヶ月または1ヶ月の一部につき 1%

の法定利息および通常利息が自動的に適用されるものとします。お客様による支払い利息は、書留郵便による不履行通知

を受け取ることを条件として、年率で資産計上されるものとします。当社が分割払いに同意し、分割払いのいずれかが支払われなかった場合、または期限内に支払われなかった場合、残額は、

以下の 9、11、およびまたは 12 項に基づく利息および従来の補償および当事者が合意したその他の補償により法的に増額されるものとします。

9. 未払い金が支払期日に支払われず、当社が書留郵便で債務不履行の通知を発行した場合、書留郵便の日付をもって、そのような支払額は

自動的に 12%増額し、最低 125 ユーロとし、訴訟外費用に対する従来の固定額補償金とします。この補償金には、

書留郵便による債務不履行の通知から 1ヶ月または1ヶ月の一部につき 1%の法定利息および通常利息が課されます。

10. 請求金額の全部または一部が無条件で支払われた場合、当社の請求に同意されたものとみなされます。

部分的な支払いは、当社の権利を損なうことなく、常に留保された状態で受け入れられるものとし、以下の優先順位でお客様の債務を補填するものとみなされます。発生した法定費用

、第 2 に支払利息、第 3 に固定報酬（本契約第 9 項または別途明示的に合意されたもの）、最後に原価。お客様は、請求書の一部のみに関連する紛争

が発生した場合、すでに受領した商品および材料に対する支払いを拒否する権利を有しません。

11. 支払い期日に支払いが行われず、書留郵便による不履行通知後もお客様による支払いの問題が改善しなかった場合、お客様は重大な

契約違反を犯したものとみなされ、当社はいつでもそのような違反を理由に契約を終了することができます。そのような契約の終了は、登録されたメールにより、通知されるものとします。

そのような場合、お客様は、商品および資材が保管されている場所から当社が商品および資材を回収することを許可するものとし、お客様は、最低限、付加価値税（VAT）を除く購入価格合計の

25%（特注品の場合は 75%まで増額）の固定額を補償金として支払う義務を負うものとします。上記は、当社が当該金額を超える損害を証明し、それに応じて損害賠償を請求

することを妨げるものではありません。

12. 支払期日に支払いがない場合、当社は未払い注文をキャンセル、または注文の実施を停止する権利を有し、その旨を書留郵便にてお客様に通知します。キャンセルの

場合、お客様は、付加価値税（VAT）を含まない購入総額の最低 25%（オーダーメイド商品場合は 75%）に相当する補償金を支払うものとします。

上記は、当社が当該金額を超える損害を証明し、それに応じて損害賠償を請求することを妨げるものではありません。

13. 支払い期日までに支払いが行われない場合、お客様の未払い金額はすべて（その時点で支払い期限が切れているかどうかにかかわらず）自動的に支払い期限が切れるものとします。そのような趣旨の債務不履行通知は要求

されないとします。さらに、当社は、全額が支払われるまで、当社がまだ所有しているお客様の商品が保持されている権利を有するものとします。

14. 客観的な要素（受取拒否手形、与信取消、差押え、未払い債務など、これらに限定されない）が、お客様が流動性の問題に直面していることを示す場合、当社

は、十分な保証の受け取りを前提に義務を履行する権利を有します。

15. 当社は、販売契約に準拠した商品および材料をお客様に納品する義務を負います。商品提供の際に使用される画像は、あくまでも該当する商品の主な

特性を例示するためのものです。画像と比較しての製品に関する相違（例：色）は、本契約を無効にするまたは取り消しを

要求する十分な理由とは解釈されないものとします。お客様との契約

が締結された時点で、関連する品質および特性が書面により明示的かつ具体的に保証されていない限り、適合性を欠くことはないものとします。

16. 納品時、お客様は当社から納品された商品、材料、梱包の目視検査を行うものとします。欠品または明らかな破損がある場合は、荷受伝票

に詳細を記載するものとします。さらに、お客様は、遅滞なく、遅くとも納品後 3 日以内に、当該納品書の写しを送付し、同時に、欠品および/または明らかな損害に関する

詳細な情報を、そのような瑕疵の証拠を含め、書面にてポーブラン（Boplan）に提供するものとします。

お客様は、ポーブラン（Boplan）の要請があった場合、直ちにすべての不良品（およびラベルが貼付された元の梱包材）または欠陥のある梱包材を検査に供するものとします。さらにポーブラン

（Boplan）の要請があった場合、

お客様はそのような製品（および元のラベル付きパッケージ）または欠陥のあるパッケージをすべてポーブラン（Boplan）またはポーブラン（Boplan）の指定するサービスパートナーに返却するものとします。

当社は、お客様が本規定またはポーブラン（Boplan）の返品手順およびまたはガイドラインを何らかの形で遵守しなかった場合、目に見える適合性の欠如について責任を負わないものとします。

17.1 隠れた瑕疵に関する立証責任はお客様にあります。当社から納品された商品および材料に隠れた瑕疵がある場合、お客様は、そのような瑕疵を認識した日の翌日から 1ヶ月以内に、書面（書留郵便）にて当社に通知するものとします。そのような書面による連絡は、隠れた瑕疵の性質を合理的な詳細で記載し、

そのような瑕疵の証拠を提供するものでなければなりません。

お客様は、ポーブラン（Boplan）の要請に応じて、すべての不良品を検査に供するものとします。さらに、ポーブラン（Boplan）の要請があった場合、お客様はポーブラン（Boplan）またはポー

ブラン（Boplan）の指定する

サービスパートナーにそのような商品を返却するものとします。

当社は、お客様が本条項、または Boplan（ポーブラン）の返品手順およびまたはガイドラインに従わなかった場合、隠れた瑕疵について責任を負わないものとします。

17.2 当社は、商品の引渡しから 2 年以内に隠れた瑕疵が明らかになった場合に限り、責任を負うものとします。

お客様のすべての請求権は、第 17.1 条に基づく隠れた瑕疵から 6 ヶ月が経過した場合、無効となります。

お客様または第三者による加工、組み立て、メンテナンス、変更、修理の際に生じた損害については、適合性欠如に対する保証請求はすべて失効します。

納品された商品が、当社の指示書およびまたは納品物に添付され、

お客様がコピーを受け取ったと表明した製造業者の説明書に従って、組み立てまたは加工、使用または設置されなかった場合にも、保証請求権は失効します。商品が年次点検に提出されていない

場合、または当社のメンテナンス

指示書 およびまたは納品物に添付され、お客様がコピーを受け取ったことを表明する製造業者の指示書に従ってメンテナンスが行われていない場合も同様とします。

契約締結時にお客様が知っていた、または合理的に知ることができなかった場合、本条における隠れた瑕疵とはみなされないとします。

18. 上記の第 16 項および第 17 項に従って当社に通知された目視による適合性の欠如または隠れた瑕疵の場合、お客様は、当社の単独の裁量により、当社に対して商品の修理または交換

を要求する権利のみを有し、いずれの場合も無償とします。

そのような修理または交換の実施に厳密に関連する費用を除き、当社は、商品および材料の欠陥またはその可能性のある結果に何らかの形で関連するその他の費用、輸送費、設置費用、支出、損害、またはその他の金銭的

債務について責任を負わないものとします。強制法によって課されるその他の責任は、そのような強制法により

認められる範囲において、当社の保険により補償される金額に限定されるものとします。

当社が合理的な期間内に救済措置を完了しなかった場合に限り、お客様は適切な価格の減額を要求することができます。お客様は、契約を撤回する権利を有しません。

お客様は、納品された商品に関して第三者が行う、お客様の最大義務を超える

あらゆる請求から、当社を保護するものとします。お客様は、Boplan（ポーブラン）に対し、製品に関するすべての苦情を通知するものとします。Boplan（ポーブラン）が要求した場合、お客様は、

Boplan（ポーブラン）および製品に関連する損害

および信用疑義を回避する目的ですべての苦情を注意深く追跡調査することを約束します。

19. 当社の書面による具体的な同意がない限り、いかなる形であっても、お客様が当社に支払うべき金額をお客様が当社に支払うべき金額と相殺することはできません。お客様は、

当社に対する支払義務の停止または延期を正当化するために、そのような請求を行うことはできません。

20. 「外因」（ベルギー民法第 1147 条）により、契約の履行が永久的および/または完全に不可能とならない場合であっても、当社は、法律により、お客様に事前に通知した上で、当社の約束を一時的に延期または取り消す権利を有します。そのような延期または中止は、お客様にいかなる補償

の権利も与えないものとします。従来の「外因」には以下が含まれますが、これらに限定されません。戦争、ストライキまたはロックアウト、原材料や商品の極端な不足、気象条件、火災、自然災害やその他の災害、契約の履行に影響を及ぼす政府の決定

。この規定は、これらの「外因」が当社に適用されるか、当社のサプライヤーに適用されるかにかかわらず、適用されるものとします。

21. 当社への注文の結果、お客様はそのような注文およびそのような注文に続く引渡し、注文が行われた日に当社のウェブサイト上で利用可能な

一般条件に拘束されることを取消不能で承諾するものとします。

本規約のいずれかの条項が何らかの理由で無効であることが判明した場合でも、本規約の残りの部分は影響を受けず、完全な効力を有するものとします。

22. 当社が、お客様の登録事務所が所在する司法管轄区の裁判所にお客様に対する請求を提起することを選択しない限り、当社とお客様との間の紛争は、西フランダース司法管轄区の裁判所の専属的合意管轄権とするものとします。この裁判管轄条項は、略式手続、暫定的または

保全的措置を確保するための手続を含む、あらゆる種類の手続に適用されます。

本規約はベルギー法に準拠します。国際商品売買契約に関するウィーン条約第 1641 条から第 1649 条およびベルギー民法

の適用は除外されます。明示的に規定されていないその他の事項については、ベルギーの慣習法に準拠するものとします。